

大田原ブランド認定品の募集

問申 商工観光課 本 4階 TEL (23) 3145
〒324-8641 大田原市本町1-4-1

特産品を大田原ブランドとして認定し、本市の知名度向上と産業の振興、地域活性化を図っていくことを目的として大田原ブランド認定事業に取り組んでいます。

●対象

- ・大田原市内で生産または加工製造されたもの
- ・大田原市内の生産物を材料として加工製造されたもの

●申請資格

- ・認定の対象となる特産品を生産または加工製造している個人、企業、団体
- ・原則市内に主事業所があること

●募集期間…10月1日(※)～11月30日(◎)

●申請方法…「大田原ブランド認定申請書」に必要な事項を記載し、関係書類を添えて上記へ郵送(当日消印有効)または持参(窓口平日午前8時30分～午後5時)

※申請書などは、上記窓口で配布または市ホームページからダウンロードできます。

●選定方法…大田原市ブランド推進協議会で、申請内容を審査しブランド認定を決定します。

※詳細は、大田原ブランド認定募集要項をご覧ください。



「大田原ブランド」ロゴマーク

毒キノコに要注意

問 栃木県生活衛生課 TEL 028(623)3109

毎年、有毒な野生キノコを原因とする食中毒が全国で発生しています。食用のキノコと確実に判断できないキノコは絶対に「採らない！食べない！売らない！人にあげない！」ようにしてください。

万一、キノコを食べて体調が悪くなったら、すぐに医師の診察を受けてください。

(参考)厚生労働省ホームページ

①自然毒のリスクプロファイル

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/poison/index.html)

②毒キノコによる食中毒に注意しましょう

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kinoko/index.html)

③厚生労働省のツイッター

(<https://mobile.twitter.com/MHLWitter>)

①



②



③



ディーアイ

DIスタジアム(美原公園陸上競技場)

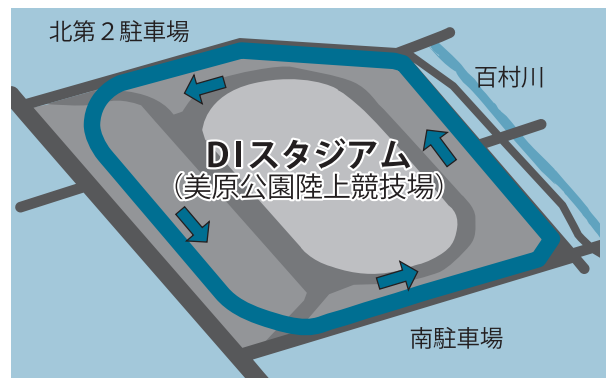
外周コース利用時のルールおよびマナー

問 スポーツ振興課 休 TEL (22) 8017

DIスタジアム(美原公園陸上競技場)の外周はゴムチップ舗装がされており、どなたでも無料でジョギングやウォーキングを楽しむことができますようになっていました。皆さまが快適に利用できるように次のとおりルールおよびマナーをお守りください。

●ルールおよびマナー

- ・ジョギングやウォーキングの方向は反時計回りで行うこと
- ・横並びでのジョギングやウォーキングをしないこと
- ・追い越しをするときには声を掛け、外側(右側)から追い越すこと
- ・近距離および大声での会話を行わないこと
- ・激しい運動時以外は可能な限りマスクを着用すること
- ・携帯やスマートフォンを触りながらのウォーキングやジョギングをしないこと
- ・公園内で喫煙をしないこと



1周 628m

インフルエンザの予防接種のお知らせ

問 健康政策課 本 3階 TEL(23)8975

本市では、下記の方を対象としたインフルエンザ予防接種を次のとおり実施します。
今年度に限り、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を防ぐため、64歳以下の方を対象に一部費用助成を実施します。

	対象者 ※大田原市に住所を有する方（原発避難者を含む）のうち下記に該当する方	接種料金	接種回数	持ち物
定期予防接種 (予防接種法に基づく予防接種)	① 65歳以上の方 ② 60歳～64歳以下の方で、 心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常 生活活動が極度に制限される程度の障害を有する 方およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に 日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方 (身体障害者手帳1級の交付を受けている方)	無料 ※委託医療 機関でない 場合は自己 負担が発生 する場合が あります	1人1回	保険証
法定外予防接種 (市の行政措置に基 づく予防接種)	生後6か月～64歳以下の方	1回につき 2,200円	①生後6か月～ 小学生…1人2回 ②中学生～64歳 以下…1人1回	保険証 母子健康手帳 (子の場合)

【共通事項】

- 接種期間…令和2年10月1日(※)～令和3年2月28日(◎)
- ※接種開始日は、各医療機関にお問い合わせください。医療機関によって開始時期が異なります。
- 受け方…本人または家族が医療機関に直接連絡し、体調の良いときに受けてください。
- 委託医療機関…市内医療機関(眼科・皮膚科などを除く)
- ※市外の医療機関でも、「栃木県内定期予防接種の相互乗り入れ事業」に参加する県内の医療機関である場合、または個別に市との委託契約を結んでいる場合は、通常どおり事前の手続き無く接種を受けることができます。詳細は、上記または医療機関へお問い合わせください。
- なお、契約外の医療機関や県外の医療機関での接種を希望する場合は、事前の手続きが必要になりますので、接種前に上記へお問い合わせください。

定期予防接種はお済みですか 高齢者の肺炎球菌感染症

問 健康政策課 本 3階 TEL(23)8975

令和2年度対象者への助成期間は、令和3年3月31日(※)までとなります。現在65歳以上の方が定期接種の対象となるのは、1人1回限りです。

●対象者…大田原市に住所を有し(※)、右記表に該当する方。ただし、過去に一度でも肺炎球菌ワクチン(ニューモバックスNP)の接種を受けたことがある方は、対象にはなりません。

※原発避難者を含む。

●受け方…本人または家族が医療機関に直接予約し、市から送付した予診票(下記④)を持参の上、体調の良いときに受けてください。

①委託医療機関…医療機関の取り扱いについては、上記インフルエンザ定期予防接種と同様です。

※ただし、ときながメンタルクリニック、西田整形外科医院および吉成小児科では高齢者の肺炎球菌感染症定期予防接種は実施していません。

②接種回数…1人1回

③医療機関窓口で支払う自己負担額…4,100円
(接種費用7,900円のうち、3,800円を市が負担)

※委託医療機関でない場合は、自己負担額が変わる場合があります。

※生活保護などを受給されている方は、自己負担額が助成されます。必ず接種前にお問い合わせください。

④持ち物…保険証および予診票(今年度対象の方には、4月上旬までにすでにご自宅にお送りしています。長方形で緑色の封筒です。お手元がない場合は上記へご連絡ください。)

表) 令和2年度高齢者の肺炎球菌感染症定期接種対象者

対象者	生年月日	
①	65歳	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日
	70歳	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日
	75歳	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日
	80歳	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日
	85歳	昭和10年4月2日～昭和11年4月1日
	90歳	昭和5年4月2日～昭和6年4月1日
	95歳	大正14年4月2日～大正15年4月1日
	100歳	大正9年4月2日～大正10年4月1日
② 60歳～64歳で、心臓・腎臓・呼吸器の機能や、HIVにより免疫の機能に障害があり、身体障害者手帳1級の交付を受けている方		

※令和5年度までは各年度中に65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳になる方および②の方が対象になります。

また、今年度対象とならない方で、以下の①～③に全て該当する方は、大田原市法定外予防接種として、同じく費用助成(3,800円)が受けられます。

- ①65歳以上。
 - ②過去に肺炎球菌ワクチン(ニューモバックスNP)を受けてから5年以上経過している、または接種を受けたことがない。
 - ③過去にこの費用助成を受けていない。
- 大田原市法定外予防接種として接種を希望される場合は、事前の手続きが必要になります。(健康政策課・各支所・出張所)